

香美町医師修学資金・医師修学一時資金

—概要—



兵庫県美方郡香美町

(お問い合わせ先)

◆公立香住病院(事務局)

〒669-6543 兵庫県美方郡香美町香住区若松 540
電話 0796-36-1166(代) FAX 0796-36-1897

◆香美町役場健康課(地域医療対策室)

〒669-6592 兵庫県美方郡香美町香住区香住 870-1
電話 0796-36-1111(代) FAX 0796-36-3809

目 的

香美町の地域医療の充実を図るため、将来、香美町の地域医療機関（※1）に医師として勤務しようとする意思をお持ちの学生の方に、修学に必要な資金を貸与します。

貸与を受けた修学資金は、医師として香美町内の地域医療機関に一定期間勤務された場合に、返還が免除となります。

また、医師修学資金に加えて、医師修学一時資金の貸与（返還義務あり）を設け、修学資金の充実を図っています。

（※1）香美町内の地域医療機関について

- ・ 公立香住病院
- ・ 町長が特に必要と認める場合において、町内の国民健康保険直営診療所等

1 貸与対象者

貸与対象者は、将来香美町の地域医療機関に医師として勤務しようとする意思がある方で、次のいずれの要件も満たす方が対象となります。

- (1) 学校教育法に規定する大学（自治医科大学を除く。）の医学部に入学または在学していること。
- (2) 本人又は保護者が、香美町医師修学資金貸与の申請時において、兵庫県内又は鳥取県内若しくは京都府内に居住していること。
- (3) 他の自治体等が設けている同様の修学資金貸与制度において、医師として一定期間の勤務を義務づける制度を利用していないこと。
- (4) 地方公務員法第16条に規定する各号に該当していないこと。

2 修学資金の貸与額

修学資金	貸与額
医師修学資金	大学1年生～4年生 月額15万円（年額180万円） 大学5年生～6年生 月額18万円（年額216万円） ※6年間貸与の場合 総額11,520,000円
医師修学一時資金 ※一時資金は、全額返還する必要があります。	上限2千万円 ※ただし、入学金、授業料、施設整備費、教育充実費等正規の修学年限内に本人が支払うべき学費の範囲内とします。

3 貸与期間

貸与の期間は、正規の修学年限内（6年以内）とします。

4 貸与時期及び貸与方法

貸与の時期及び貸与の方法は、次のとおりです。

医師修学資金	修学資金は毎月貸与します。 毎月末に本人の指定口座に振り込みます。
医師修学一時資金	修学一時資金は、毎年度ごとに、当該年度に大学に納付すべき額を超えない範囲で、本人の指定口座に振り込みます。

5 貸与者の決定

提出された書類を選定し、面接を行い決定します。

<問い合わせ窓口>

○公立香住病院（事務局）

〒669-6543 兵庫県美方郡香美町香住区若松 540 番地

TEL：0796-36-1166（代） FAX：0796-36-1897

メールアドレス：byouin@town.mikata-kami.lg.jp

○香美町健康課（地域医療対策室）

〒669-6592 兵庫県美方郡香美町香住区香住 870 番地の1

TEL：0796-36-1114（健康課直通） FAX：0796-36-3809

メールアドレス：kenkou@town.mikata-kami.lg.jp

* 医師修学資金、医師修学一時資金のおもな内容について、次ページ以降に説明しています。

—— 医師修学資金の貸与について ——

香美町医師修学資金等貸与規則において、修学資金の貸与の停止(取り消し)・再開、修学資金の返還、返還の免除、返還の猶予、各種の届出等について定めています。

おもな内容は、次のとおりです。ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

1 貸与の停止

大学を休学、停学、進級できなかつたときは、休学した日、停学の処分を受けた日、進級できなかつた事実のあつた日の属する月の翌月から、復学した日又は進級の決定を受けた日の属する月まで、修学資金の貸与を停止することになります。

2 貸与の取り消し

次のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与を取り消すことになります。

- ① 大学の医学を専攻する学生でなくなつたとき。
- ② 学業の成績が著しく不良になつたと認められるとき。
- ③ 修学を継続する見込みがなくなつたとき。
- ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ⑤ 死亡、行方不明になつたとき。
- ⑥ 修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

3 修学資金の返還

次の返還事由が生じたときは、以下の方法で返還しなければなりません。

(1) 返還事由

- ① 貸与の決定が取り消されたとき。
- ② 大学卒業後2年以内に医師免許を取得できなかつたとき。
- ③ 香美町の地域医療機関において一定期間医師の業務に従事しなかつたとき。
- ④ 貸与の目的を達成する見込みがなくなつたとき。
- ⑤ 修学資金の返還免除及び返還猶予の要件を満たさなくなつたとき。

(2) 返還方法

1年以内に一括返還していただきます。

ただし、香美町長が特に必要と認める場合は、分割納付ができます。

(3) 返還利息

無利子です。ただし、返還額を正当な理由なく返還期日までに返還されない場合は、返還期日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じて、返還すべき金額の年14.5%の割合で計算した延滞利息を支払わなければなりません。

4 修学資金の返還猶予

次のいずれかに該当するときは、必要な手続きを行うことで、その期間中は返還が猶予されます。

- (1) 臨床研修期間（2年）及び専門研修期間（最長3年）。
- (2) 臨床研修に従事した日の属する月から起算して6年。ただし専門医研修を受ける必要があると認められる場合は、3年を加えた期間。
- (3) 地域医療機関に勤務している期間で、返還を免除する過程にあるとき。
- (4) 当該返還猶予期間終了後、直ちに地域医療機関の医師の業務に従事しない相当の理由があると町長が認める場合は、町長が必要と認める期間。
- (5) 学校教育法第97条に規定する大学院の医学を履修する課程に在籍している期間。
- (6) 大学卒業後、医師免許を取得できなかった場合は、医師免許取得まで卒業後2年間

5 修学資金の返還免除

次のいずれかに該当するときは、修学資金の全部又は一部の返還が免除になります。

(1) 修学資金の当然免除（全額免除）

- ① 香美町の地域医療機関に修学資金の貸与相当期間勤務したとき。

なお、貸与期間が3年以上の場合は、臨床研修期間のうち1年間を香美町の地域医療機関に勤務したものととして貸与相当期間に含めます。

○返還免除相当の勤務期間について

修学資金貸与期間	全額免除となる勤務期間
3年以上	貸与相当期間から臨床研修期間1年間を差し引いた期間
3年未満	貸与相当期間

- ② 香美町の地域医療機関に在職中に、業務に起因する死亡若しくは心身の故障等を生じ、医師としての労働能力を喪失したときは、修学資金の返還は免除となります。

(2) 修学資金の裁量免除

次のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の全部又は一部を免除します。

- ① 香美町の地域医療機関に期間に応じて、返還の一部を免除します。
- ② 死亡又は心身の著しい故障が生じたことにより、修学資金を返還することができなくなったとき。
- ③ 修学資金の返還の一部を免除する必要があると香美町長が認めたとき。

医師修学一時資金について

医師修学一時資金は、香美町医師修学資金の被貸与者のうち、希望する方に対して、入学金、授業料、施設整備費、教育充実費等正規の修学年限内に本人が支払うべき学費の範囲内で、2,000万円を上限に貸与します。

なお、この医師修学一時資金は、全額返還しなければなりません。

1 医師修学一時資金の返還

(1) 返還期間

修学一時資金は、臨床研修に従事した月から起算して6年（専門研修を受ける必要があると認められる場合は3年を加えた期間）が経過するまでの間に加え、地域医療機関において貸与相当期間医師の業務に従事した期間内に全額返還しなければなりません。

※貸与の取り消し等による返還について

医師修学資金の貸与が取り消された場合、修学一時資金は、取り消し等の事由が生じた日の属する月の翌月から起算して3か月以内に一括返還していただきます。

(2) 返還方法

月賦若しくは半年賦の方法。（一括返還も可能です。）返還額は、臨床研修期間中は月5万円以上とし、町長、被貸与者で取り決めた額を基本とします。

※修学一時資金の被貸与者が香美町職員として地域医療機関に在職中に、業務に起因する死亡、心身の故障等を生じ、医師としての労働能力を喪失したときは、香美町長、連帯保証人又は被貸与者が協議して返還方法を決定します。

(3) 返還利息

無利息

※ただし、返還額を正当な理由なく返還期日までに返還されない場合は、返還期日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じて、返還すべき金額の年14.5%の割合で計算した延滞利息を支払わなければなりません。

2 医師修学一時資金の返還猶予

大学の医学部課程修了後に医師免許を取得できなかったときは、当該修了した日の属する月の翌月から起算して2年を経過する月までは、町長が必要と認める期間について返還債務を猶予します。